

小田原市 野良猫の去勢・不妊手術費 補助金の申請について

野良猫の増加及び、これに伴うふん尿や鳴き声等、市民の被害減少を目的とし、野良猫の去勢・不妊手術費用の一部を補助するものです。

○ 補助の対象となる方

次の①～④のすべてに当てはまる方が対象となります。

- ① 20歳以上の小田原市民であること
- ② 市内に生息する野良猫を保護し、その後自身で飼養すること（飼い猫は対象外）
- ③ 市税を完納していること
- ④ 暴力団員でないこと

○ 補助の内容

<申請期間>

平成31年4月1日(月)から平成32年2月28日(金)まで

<補助金額>

上限:オス2,000円 × ス3,000円 (ただし手術費と比較し、額の低い方)

<補助頭数>

1人あたり2頭まで(当年度中)

去勢・不妊手術の普及啓発のため、できる限り多くの市民の皆様にご利用いただきたい制度です。頭数制限に関し、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 補助金交付の手順

申請時に、猫の写真添付は必要ありません。

- 1 市役所環境保護課(0465-33-1481)へ、お電話、または窓口にて事前に相談ください。
- 2 市がお渡しする申請書に必要事項を記入し、担当課へ直接、または郵送にて提出してください。
- 3 交付条件を審査し、申請者様に交付決定通知書が送付されます。
- 4 交付決定通知書の決定内容に基づき、交付決定日から60日以内に手術を実施してください。
- 5 手術後、30日以内に担当課へ以下の4点を提出してください。(市役所4階 環境保護課 **郵送不可**)
 - ① 実施報告書
 - ② 手術費用の領収書(宛名は申請者と同一のもの。コピー不可)
 - ③ 手術後の猫の写真(全身・手術箇所・耳)
 - ④ 請求書(口座の名義人は、申請者と同一名義)
- 6 補助金の交付(市より、口座振込通知書が送付されます)

○ 申請時の注意事項

- ※ 補助金交付の申請は、必ず、手術を行う前に手続きを行ってください。(手術後の申請不可)
- ※ 今年度から交付決定後の猫の捕獲も可としました。
- ※ 本制度は、年度の予算がなくなり次第、申請期間内であっても終了します。
- ※ 手術は、交付決定の60日以内に行い、実績報告書は、手術実施後の30日以内に提出してください。(期限を過ぎると補助金の交付通知が無効となります！)

○ 捕獲器の貸出し

補助金の申請をする場合に限り、無料で捕獲器の貸出しを行っています。申請書に必要事項を記入し、担当課へ提出してください。(申請書の取得方法は、ホームページからダウンロード又は市に連絡してください。詳細な貸出条件については市のホームページ又は担当課へお問い合わせください。

お問い合わせ：小田原市環境保護課 環境保護係
〒250-8555 小田原市荻窪300番地
TEL：0465-33-1481